備考

1　この告示に掲げる市町村は、平成二十三年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

2　※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となる市町村である。この場合、当該市町村における農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の二第一項の特例の適用を受ける区域は、福島県伊達市にあっては旧伊達郡霊山町、京都府南丹市にあっては旧船井郡日吉町、熊本県玉名郡和水町にあっては旧玉名郡三加和町の区域に限る。

○農林水産省告示第六百八十六号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十三年に発生した林道についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

都道府県名	郡名	市町村名
岩手県	岩手	雫石町
	和賀	西和賀町
	気仙	住田町
	下閉伊	岩泉町
	九戸	野田村
	仙台市	石巻市　気仙沼市　角田市　大崎市
宮城県	柴田	村田町　柴田町
	伊具	丸森町
	黒川	大和町
	牡鹿	女川町
	本吉	南三陸町
秋田県	秋田市	能代市　横手市
	山本	藤里町
	雄勝	羽後町
山形県	最上	大蔵村
	西置賜	飯豊町
福島県	福島市	会津若松市　郡山市　いわき市　須賀川市　喜多方市　二本松市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市
	伊達	桑折町
	南会津	南会津町
	大沼	三島町
	西白河	西郷村
	東白川	棚倉町
	石川	古殿町
	田村	小野町
	相馬	新地町
茨城県	久慈	大子町
	石岡市	常陸太田市　高萩市　笠間市
栃木県	芳賀	茂木町
	那須	那珂川町
	吾妻	中之条町　東吾妻町
	秩父	小田原市
	長岡市（旧鹿沼市の区域に限る。）	日光市　那須塩原市　宇都宮市　佐野市　鹿沼市（旧鹿沼市の区域に限る。）　那須烏山市
群馬県	埼玉県	神奈川県
新潟県	三条市	小千谷市　十日町市　見附市　村上市（旧村上市の区域に限る。）
	上越市	佐渡市　魚沼市　南魚沼市
富山県	中新川	上市町
	下新川	朝日町
石川県	羽咋	志賀町
	鹿島	中能登町
	鳳珠	穴水町
福井県	南条	南越前町
	三方	美浜町
	三方上中	若狭町
山梨県	南巨摩	早川町　身延町　南部町　富士川町
	北都留	小菅村
長野県	下伊那	根羽村　天龍村
	東筑摩	生坂村
	北安曇	白馬村
	下高井	野沢温泉村
	下水内	栄村
岐阜県	揖斐	大垣市　関市　恵那市　郡上市
	加茂	川辺町　七宗町　八百津町　東白川村
静岡県	周智	森町
愛知県	豊田市	津市　伊勢市　松阪市　尾鷲市　亀山市　熊野市　いなべ市　伊賀市
三重県	度会	大紀町
	南牟婁	御浜町　紀宝町
滋賀県	米原市	
京都府	船井	京丹波町
	与謝	伊根町
	福知山市（旧天田郡三和町の区域に限る。）	舞鶴市　綾部市　亀岡市　南丹市